【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】関東財務局長【提出日】平成21年6月26日【会社名】株式会社 京葉銀行【英訳名】The Keiyo Bank, Ltd.【代表者の役職氏名】取締役頭取 小島 信夫【最高財務責任者の役職氏名】該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 千葉市中央区富士見1丁目11番11号

【縦覧に供する場所】 株式会社京葉銀行 東京支店

(東京都中央区日本橋室町1丁目13番6号)

株式会社 東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当行取締役頭取である小島 信夫は、当行の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を構築・整備し、運用しています。

なお、内部統制は担当者の判断の誤りや不注意等を防止できないという限界があり、財務報告の虚偽の記載を完全に防止または発見できない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当行取締役頭取である小島 信夫は、平成21年3月31日を基準日とし、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。

本評価においては、全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価し、その評価結果を踏まえ、評価対象とする業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって内部統制の有効性を評価しました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結経常収益を指標とし、概ね三分の二に達している事業拠点を重要な事業拠点としました。それら事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目は「預金」、「貸出」および「有価証券」に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続きを実施した結果、平成21年3月31日現在の当行の財務報告に係る内部統制は有効であると判断します。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。